

平成 22 年 3 月 26 日
消 費 者 庁

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令について

昨年 12 月 1 日より施行された特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）の改正においては、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売における規制対象を政令で規定する従来の限定列挙方式から、原則すべての商品の販売又は役務の提供につき規制対象とする原則適用方式への改正が行われました。

他方、同改正においては、他の法律により購入者等の利益を保護することができると思われる商品の販売又は役務の提供につき、特商法第 2 章第 2 節から第 4 節までの規定の全面的適用除外が措置されており（法第 26 条第 1 項第 8 号）、同号二において、適用除外される他法の対象商品や役務が、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「施行令」という。）により具体的に定められることとなっています。これにより、既に一定の法律の対象商品や役務につき適用除外とすることが定められているところ です。

今般、昨年 171 回通常国会において成立した改正法等につき、同様の適用除外措置を講じるべく所要の改正を行いました。

改正の概要

上記の適用除外を定めている施行令第 5 条別表第 2 等において、以下の法律によって規律される商品の販売又は役務の提供を定めることとしました。

1. 金融商品取引法等

金融商品取引法に定められる信用格付業者及び金融商品取引法等（別添）にそれぞれ定められる指定紛争解決機関が行う取引について規定しました。

2. 資金決済に関する法律

資金決済法に定められる前払式支払手段発行者（自家型発行者及び第三者型発行者）及び資金移動業者が行う取引について規定しました。

3. 商品先物取引法

商品先物取引法に定められる商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者が行う取引について規定しました。

なお、上記に係る経過措置その他所要の規定を整備するとともに、施行期日及び経過措置を附則として定めることとしました。

今後の施行のスケジュール

公 布：平成22年3月31日（水）

施 行：本施行令改正案は、上記1. から3. の各改正法等の施行に伴い段階的に施行される予定。金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資金決済に関する法律関連部分については、平成22年4月1日から施行。

【問い合わせ先】

消費者庁取引・物価対策課

立石、福島

電話（代表）：03-3507-8800

内線（2290、2273）

課直通電話：03-3507-9213

(別添)

裁判外紛争解決制度が創設された法律一覧

- 金融商品取引法
- 無尽業法
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
- 農業協同組合法
- 水産業協同組合法
- 中小企業等協同組合法
- 信用金庫法
- 長期信用銀行法
- 労働金庫法
- 銀行法
- 貸金業法
- 保険業法
- 農林中央金庫法
- 信託業法
- 資金決済に関する法律
- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業等の規制に関する法律

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号) …………… 1

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。</p> <p>(法第二十六条第一項第八号の規定による法の規定の適用除外に係る経過措置)</p> <p>第五条の二 販売業者又は役務提供事業者が法第二十六条第一項第八号イ、ロ若しくはハ又はこの政令別表第二各号に規定する者(以下この条において「許可事業者等」という。)となる前に締結した契約、許可事業者等となる前に受けた申込み又は許可事業者等となつた後にその申込みにより締結した契約に係る販売又は役務の提供については、同項第八号の規定にかかわらず、法第二章第二節から第四節までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用があるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、平成二十五年九月二十九日までの間、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の</p> | <p>第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、平成二十五年九月三十日までの間、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提</p> |

提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供とする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

別表第二(第五条関係)

一 (略)

二 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第二条の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規

供とする。

別表第二(第五条関係)

一 (略)

二 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第二条の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)

五 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項に規定する

定する商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第十一項に規定する役務の提供

六（略）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同法第二項に規定する役務の提供又は同法第二百一十一条の四第一項において準用する同法第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同法第五項第一号に規定する役務の提供

七の二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同法第六項第一号に規定する役務の提供

八（略）

十三 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同法第十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同法第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同法第二十八項に規定する役務の提供

十四（略）

役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

六（略）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同法第二項に規定する役務の提供又は同法第二百一十一条の四第一項において準用する同法第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

（新設）

八（略）

十三 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員が行う同法第十七項に規定する役務の提供

十四（略）

十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五條の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九條第三項において準用する銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び信用金庫法第八十五條の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九（略）

二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二條に規定する長期信用銀行が行う同法第六條第一項から第三項まで若しくは同法第八條に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第六條第二項若しくは第三項若しくは同法第六條の二に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第十六條の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六條の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十一（略）

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四條第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第

十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五條の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九條第三項において準用する銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

十九（略）

二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二條に規定する長期信用銀行が行う同法第六條第一項から第三項まで若しくは同法第八條に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第六條第二項若しくは第三項若しくは同法第六條の二に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第十六條の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

二十一（略）

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四條第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第

五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三～二十八（略）

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二十条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供若しくは同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。））、同法第二条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十一項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

三十 削除

三十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十二項に規定する役務の提供

五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

二十三～二十八（略）

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二十条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供若しくは同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

三十 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第二条第五項に規定する海外

商品取引業者が行う同条第四項に規定する役務の提供
三十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

三十二～三十五 (略)

三十六 削除

三十七・三十八 (略)

三十九 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項、若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定

三十二～三十五 (略)

三十六 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第七項に規定する第三者型発行者が行う同条第一項に規定する商品（当該第三者型発行者が発行するものに限る。）の販売又は役務の提供

三十七・三十八 (略)

三十九 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項、若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定

する役務の提供、同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第一百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員若しくは使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員若しくは使用人である者を除く。）が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十四（略）

四十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀

する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第一百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員若しくは使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員若しくは使用人である者を除く。）が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十四（略）

四十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀

行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五（略）

四十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同条第八項に規定する役務の提供及び同条第十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

四十七・四十八（略）

四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

四十五（略）

四十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同条第八項に規定する役務の提供

四十七・四十八（略）

（新設）

別表第五(第十四条関係)

- 一 別表第四の一の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ニ (略)
- 二 別表第四の二の項から四の項までに掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ハ (略)
- 三 別表第四の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ハ (略)
- 四 別表第四の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ロ (略)

別表第五(第十四条関係)

- 一 別表第五の一の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ニ (略)
- 二 別表第五の二の項から四の項までに掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ハ (略)
- 三 別表第五の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ハ (略)
- 四 別表第五の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
イ・ロ (略)